とっても便利！

市民窓口ステーションをご利用ください

■問い合わせ：市民窓口ステーション☎66-0650

市役所の開庁時間に間に合わない！　市役所まで行くのが大変！　買い物ついでに手続きができたら嬉しいんだけど…そんな皆さんの声にお応えするため、ショッピングセンターサプラ内に開設した「龍ケ崎市市民窓口ステーション」が、７月１日で１周年を迎えました。

土日祝日はもちろん、午後７時まで（毎月第２・４火曜日は午後５時15分まで）**業務を行っています**ので、平日の日中に市役所に行くことが難しい方や、仕事帰り・買い物帰りなどにご利用ください！

業務案内

■**業務時間**：午前10時30分～午後７時
※毎月第２・４火曜日のみ午後５時15分まで
■**場所**：ショッピングセンターサプラ
１階フードコート内
■**休業日**：①年末年始（12月29日～１月３日）
②ショッピングセンターサプラの休館日
※その他システムメンテナンスなどで休みの日があります

取り扱い業務

- 住民票、戸籍、市税などの証明書の発行
- 印鑑登録・証明書発行
- 市税等の納付
- 住民票の異動届出、戸籍届出の受け付け
- 国民健康保険、マル福、国民年金に関すること
- 後期高齢者医療保険の届出
- マイナンバーカード、パスポートの受け取り【事前予約が必要です】
- 転入学通知書の交付【学区内での転校のみ】

～設立後間もない市民活動団体を応援します～

市民活動ステップアップ補助金制度

■問い合わせ：市民協働課市民協働推進グループ☎内線438

龍ケ崎市市民活動推進キャラクター「龍ケ崎はじめ」

ステップアップ補助金制度とは？

設立後間もない市民活動団体の運営の安定化と市民活動の活性化を促進するため、公益的な市民活動を行う団体に補助金を交付する制度です。

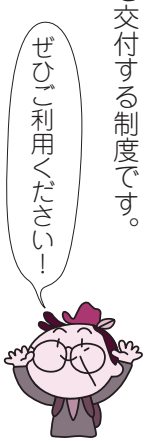

対象となる市民活動団体と要件は？

①活動内容が特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するもの
②市内に在住・在勤・在学する者５人以上で構成された団体で、市内に活動拠点があるもの
③構成員の2分の1以上が市内に在住・在勤・在学していること
④設立から2年以内の団体であること（補助金の交付申請前に6カ月間の活動実績を要する）

補助対象外の団体は？

①政治・宗教・営利を目的とする団体
②特定の個人を活動の対象とする団体
③市の他の補助金の交付を受けている団体　など

補助金の交付額・交付回数・補助率は？

補助金の交付額は上限10万円（下限1万円）で、交付回数は設立から2年以内の団体に対し1回限りです。また補助率は対象となる経費の90％以内です。

審査や決定は？

補助対象団体適格性審査書による審査とし、交付決定は申請から1カ月程度とします。

申請はどこに申し込めばいいの？

市民協働課窓口で随時受け付けています。募集期間や提出期限はありません。ただし、予算の範囲を超えた場合には申請時期を調整していただく場合があります。

詳しくは、市公式ホームページの「市民活動ステップアップ補助金制度をご利用ください」をご覧いただくか、市民協働課へご相談ください。